

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県収用委員会会長職務代理者 松 本 啓 介

1 期日

平成 20 年 7 月 8 日（火）午後 1 時 30 分

2 場所

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 第 34 会議室

3 件名

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事（鳥取市倭文地内）